



報道関係者各位

令和8年2月18日

市長の減給について

令和8年2月18日付けで、山入端創羽曳野市長は自らを減給（1/10 1か月）としました。

減給の理由は、市長自身が市庁舎敷地内で喫煙したことによるもの。

同日付で「市長の給料の特例に関する条例」を専決処分し、3月30日の令和8年羽曳野市第1回定例市議会最終日に報告する予定。

【市長コメント】

本市の職員において、勤務時間中の喫煙行為が度重なり報告されています。

このような行為については、業務に対する責任感や職場規律を著しく損なうものであるため、厳正に対処してまいりました。

職員に対し、このように対処する一方で、我が身を振り返った際に、私自身にも思い当たる行為がありました。

令和7年9月22日(月曜日)、本市公用車駐車場で20時頃から開催予定の「女性消防団ポンプ操法大会出場にかかる激励会」においてご挨拶させていただき予定の中、開始より早く到着し待ち時間があったため、庁舎敷地内の市長自家用車駐車スペースにおいて喫煙したものです。

私は、自らを律することが求められる立場にあることを痛感し、結果として反省の意を込めて減給（1/10 1か月）とすることといたしました。この減給は、私が市長としての職責を全うする上での自戒の意味を含んでおります。

今後は、私自身の行動を見つめ直し、一層の努力をもって、真摯に市政運営に取り組むとともに、市民の皆様の期待に応える所存であります。

■問い合わせ先など

羽曳野市 政策企画部 秘書課

電話番号【直通】072-947-3800

電話番号【代表】072-958-1111（内線：3211）

メールアドレス mayor@city.habikino.lg.jp